

岩手県告示第593号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北農政局北上土地改良調査管理事務所長から次のとおり通知があった。

令和7年10月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市洪民
- 2 公共測量を実施する期間 令和7年9月17日から同年12月25日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量、路線測量及び用地測量